



2024年4月11日

各 位

会 社 名 株式会社アオキスーパー
代表者名 代表取締役社長 青木 俊道
(コード：9977、スタンダード市場)
問合せ先 専務取締役管理本部長 黒澤 淳史
(TEL. 052-414-3600(代表))

**株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る
承認決議に関するお知らせ**

当社は、2024年3月14日付当社プレスリリース「臨時株主総会の開催並びに株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関するお知らせ」（以下「2024年3月14日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2024年4月11日から2024年5月1日までの間、整理銘柄に指定された後、2024年5月2日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2024年3月14日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

(1) 併合する株式の種類
普通株式

(2) 併合比率
当社株式について、33,784株を1株に併合いたします。

(3) 減少する発行済株式総数
5,731,436株

(注) 当社は2024年3月14日開催の取締役会において、518,395株（2024年2月29日現在、当社が所有する自己株式の全部）を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

(4) 効力発生前における発行済株式総数

5,731,605株

(注) 「効力発生前における発行済株式総数」は、当社が2024年1月5日に公表した2024年2月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)に記載された2023年11月30日現在の当社の発行済株式総数(6,250,000株)に対して、当社が2024年3月14日開催の取締役会において決議した、2024年5月7日付で消却を行う予定の自己株式数(518,395株)を除いた株式数です。なお、かかる自己株式の消却については、2024年3月14日付で開催された取締役会において決議しております。

(5) 効力発生後における発行済株式総数

169株

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

511株

(7) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株主の皆様(但し、株式会社青木商店(以下「公開買付者」といいます。))、並びに、公開買付者との間で、それぞれが所有する当社株式及び2021年4月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(行使期間は2023年5月1日から2027年4月30日まで)(以下「本新株予約権」といいます。)の全てを、2024年1月9日から2024年2月20日までを買付け等の期間とする当社株式及び本新株予約権に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に応募しない旨を合意している16名の株主の一部(以下、公開買付者と合わせて「公開買付関連当事者」といいます。)を除きます。)の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付関連当事者のみとすることを目的とする、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注)のための一連の取引の一環として行われるものであること、当社株式が2024年5月2日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しています。

(注)「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引を言います。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効

効力発生日の前日である 2024 年 5 月 7 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 3,800 円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- ② 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称
株式会社青木商店

- ③ 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計額に相当する当社株式の取得に係る資金を、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）からの借入れにより賄うことを予定しているところ、当社は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された2024年1月5日付融資証明書を確認し、その後、公開買付者及び三菱UFJ銀行の間で当該銀行融資に係る金銭消費貸借契約が締結されたことを確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払についても、これらの資金から賄うことを予定しており、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

以上により、当社は、公開買付者による1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

- ④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2024年6月中旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることにについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2024年7月中旬を目途に公開買付者において買い取りを行う方法により当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2024年8月中旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付を行うことが可能であると判断しております。

2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は2024年3月14日付当社プレスリリース

に記載のとおりです。

- (1) 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めにしたがって、当社株式の発行可能株式総数は511株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものがあります。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は169株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、定款第9条（単元未満株式の買増し）及び定款第10条（単元未満株式を有する株主の権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。さらに、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を所有する者は公開買付関連当事者のみとなるため、株主総会参考書類の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第16条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付関連当事者のみとなり、また本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付関連当事者のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第14条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。なお、当該変更の効力が発生した場合、2024年5月下旬に開催を予定している定時株主総会においては、その開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取扱う予定です。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2024年4月11日（木）
② 整理銘柄指定日	2024年4月11日（木）
③ 当社株式の最終売買日	2024年5月1日（水）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2024年5月2日（木）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2024年5月8日（水）（予定）

以上